

# 名張市障害福祉計画 (第6期)

2021-2023



令和3年3月

名張市



## 目次

<b>第1章 計画の概要</b>	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間及び見直しの時期	4
4. 計画の重点施策	4
5. 計画の策定体制	5
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	
1. 計画の基本理念	6
2. 計画の基本目標	6
3. 計画の基本指針	7
4. 基本指針の成果目標	7
5. 成果目標（令和5年度末の数値目標の設定）	9
<b>第3章 施策の体系</b>	
1. 計画の基本分野と施策の体系	16
<b>第4章 計画の課題と方策</b>	
1. 訪問系サービスの基盤整備	18
2. 日中活動系サービスの基盤整備	20
3. 居住系サービスと地域生活移行推進のためのサービスの基盤整備	24
4. 相談支援サービス	26
5. 障害児支援サービス	28
6. 地域生活支援事業の推進	30
7. 基本指針の個別施策に係る現状と課題	33
8. 今後検討すべき課題	36
<b>第5章 計画の推進体制</b>	
1. 総合的な取組の推進	37
2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携	37
3. 国、県との連携	37
4. 名張市共生地域デザイン会議の活用	37
<b>&lt;資料&gt;</b>	
1. 名張市障害者施策推進協議会委員名簿	38
2. 名張市共生地域デザイン会議委員名簿	39



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

平成26年1月に我が国が批准した障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。条約の批准に向けては、障害者基本法の改正の後、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の制定、障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正及び障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の制定等、障害者の権利の実現に向けた取組や権利擁護に向けた取組が進められてきました。

また、平成30年度に施行された改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）においては、新しいサービスとして自立生活援助等が創設され、児童福祉法の一部改正では、医療的ケアを要する障害児への支援強化等も図られてきました。

本市では、平成18年に障害者総合支援法に基づく「第1期障害福祉計画」を策定以降、3年ごとに障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談又は地域生活支援事業等、支援の種類ごとのに想定される見込量の確保のための方策、整備の方向を定め取組を進めてきました。

また、平成28年3月には「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」を、平成29年6月には「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」を制定し、コミュニケーションによる活動の制限を軽減する等の合理的配慮が促進され、障害のある人もない人も誰もが住みやすい地域を目指した施策を推進しています。

さらに、第5期障害福祉計画で掲げた障害者等の重度化・高齢化や家族が亡くなった後を見据えた地域生活支援拠点の整備に向け、基幹相談支援センターにコーディネーターを置く等、整備を図ってきました。

一方で、サービスの適切な供給体制や質の確保、障害者の重度化・高齢化等に伴う多様なニーズへの対応等、サービスの充実に向けて様々な課題が存在しており、障害児・者の日常生活、社会生活への支援への一層の充実が求められています。

本計画は、こうした課題や社会背景等も踏まえ、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりを実現するために、名張市総合計画「新・福祉の理想郷プラン」や「第4次名張市地域福祉計画」を基本に、共生社会を実現するために、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスや、その他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを目的としています。

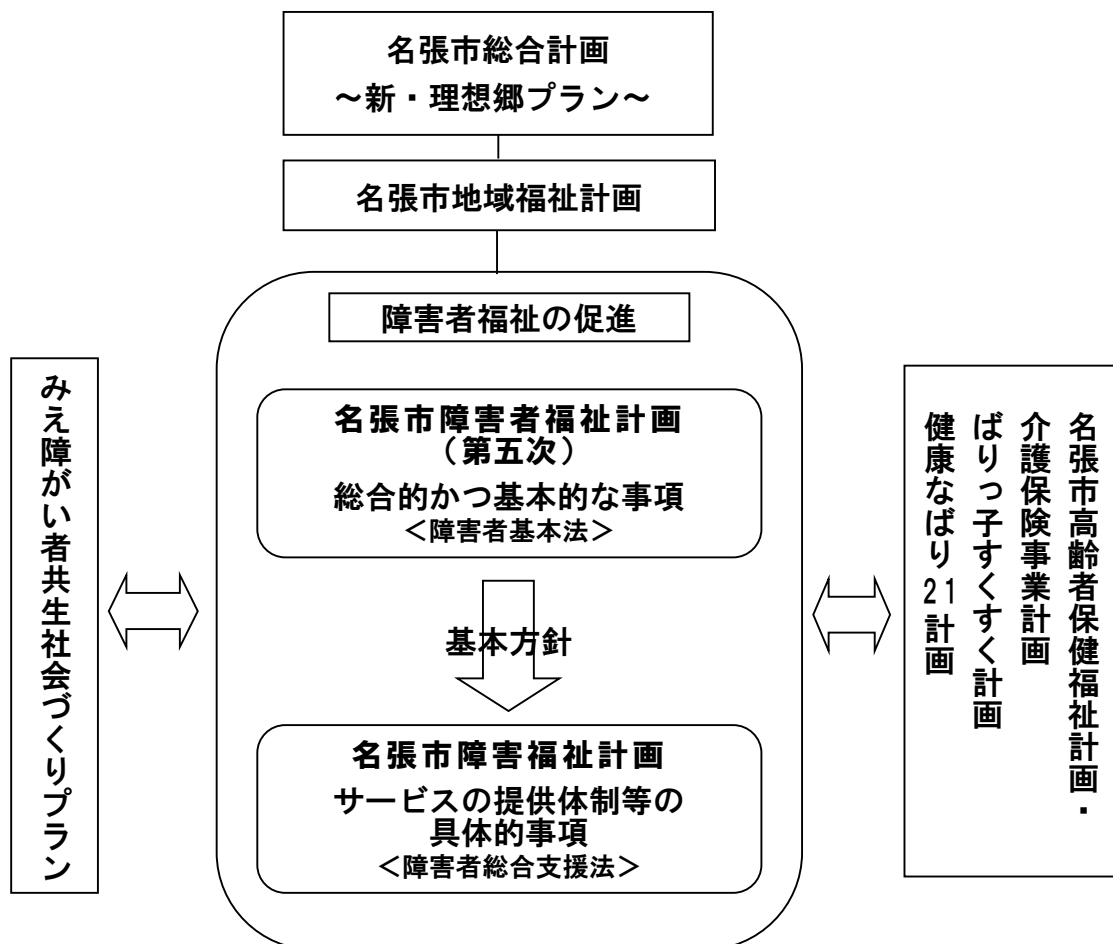
国が定めた「障害者基本計画（第4次）（平成30年度～令和4年度）」の期間にあって、国や県の動向と本市の実情を踏まえ、障害福祉サービスの具体的な目標とその達成を明らかにするため、ここに「第6期障害福祉計画」を策定するものです。

## 2. 計画の性格

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ策定するものです。

「第五次名張市障害者福祉計画」が障害者のための施策の基本的な指針を明らかにする総合的な計画であるのに対し、本計画は障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の推進に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策等を示す実施計画と位置付けています。また、児童福祉法第33条の20に基づき「障害児福祉計画」の作成を義務付けられていますが、本市では本計画と一体の計画として策定しています。

本計画の理念や基本目標等、基本的な方針に関する事項は「第五次名張市障害者福祉計画」と同様の内容としています。



また、本計画は、上位計画に当たる名張市総合計画「新・理想郷プラン」、「名張市地域福祉計画」を踏まえるとともに、「名張市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「ばりっ子すくすく計画」、「健康なばり21計画」といった福祉分

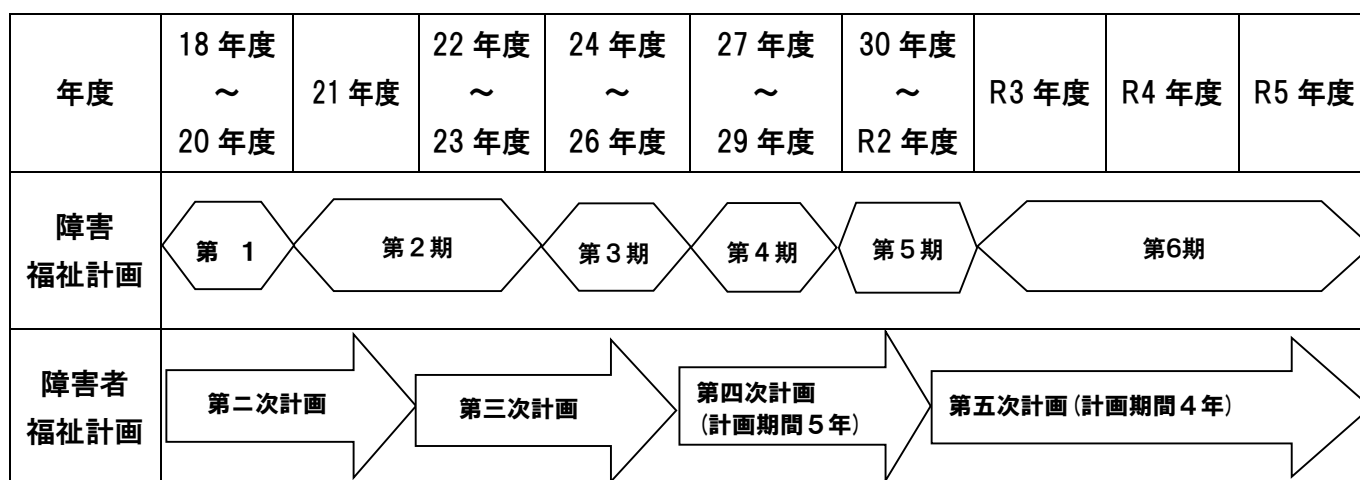
野の関連計画及び県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」と整合を図っています。

### 3. 計画の期間及び見直しの時期

「障害福祉計画」は、本市において、これまでに5回にわたって計画策定を行い、福祉サービスの基盤整備を図ってきました。第6期となる本計画の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3か年とし、第5期障害福祉計画の取組状況や実績を踏まえながら、国の指針に沿った必要な見直しを行った上で目標達成のための施策推進の方針を定めます。

なお、本計画について、社会経済状況の変化等を踏まえつつ、進捗の管理、分析及び評価を1年ごとに行い、必要な場合には本計画の見直しを図ります。

#### 障害福祉計画の計画期間



### 4. 計画の重点施策

「第五次名張市障害者福祉計画（令和2年度～令和5年度）」では、次の三つの重点施策を推進することとしており、本計画においても、これらの施策を基本に置きながら、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、地域生活移行と就労支援等を促進するため、新たな制度に基づくサービスや支援体制の円滑な構築と効果的な運用を目指します。

- ・ ライフステージに対応した総合的な施策の推進
- ・ 安心して暮らせる地域社会の構築
- ・ 自立を支援する就労体制の充実



## 5. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、地域の実情に即した実効性のある内容のものとするため、サービスを利用する障害者やその家族、障害者団体、事業者等の意見を踏まえ、計画に反映することを基本とし、以下の体制で計画を策定しました。

### (1) 策定委員会の設置

本計画は、障害者及びその家族、障害者関係団体、学識経験者、保健、医療、福祉、教育、雇用等の関係者で構成する「名張市障害者施策推進協議会」を策定委員会に位置付けました。

### (2) 専門会議の開催

本計画を策定するに当たり、「名張市共生地域デザイン会議」を開催して、障害者等への支援体制の整備を図るための意見交換や、地域の課題解決に向けた積極的な提言をいただくとともに、地域移行や就労支援等の方策を検討し、その意見を策定委員会に反映しました。

### (3) 障害者のニーズの把握

障害者のニーズの把握については、第五次名張市障害者福祉計画策定時に実施したアンケート調査、障害支援区分の認定調査、各障害者団体等からのヒアリング及び既存データの活用等、本計画に反映ができるように努めました。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

「第五次名張市障害者福祉計画」では、ライフステージの全ての段階において全人的復権を目指すリハビリテーションと、障害のある人がない人と同等に生活し活動する共生社会を目指すノーマライゼーションを基本理念に掲げています。

本計画においてもこの基本理念を共有し、地域社会全体で障害者の自立した生活を支えることを目指します。

また、障害者総合支援法では、同法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げています。その同法の趣旨を踏まえ、必要な障害福祉サービスの提供や相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行の一層の促進、一般就労への移行支援の強化等のサービス提供体制を整え、地域住民や関係団体と連携・協働を更に推進して、障害者の生活を地域社会全体で支えるシステムの構築を図ります。

### 2. 計画の基本目標

「第五次名張市障害者福祉計画」では、基本的人権の尊重の下、次の三つの基本目標を掲げています。

- (1) 人権尊重に根ざした障害者の主体性と自立性の確立
- (2) すべての市民が安心して平等に暮らせる地域社会づくり
- (3) 市民全員の参加によるノーマライゼーションの実現

本計画においても、これらの基本目標を継承し、より実効ある計画とするため、国や県の目標値を参考にして、令和5年度末までの数値目標を設定し、障害者等の自立と地域生活を支援するものとします。

### 3. 計画の基本指針

国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」では次の17項目を基本指針として定めています。

#### 〈成果目標〉

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化【新規】
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

#### 〈個別施策〉

- (1) 地域における生活の維持及び継続の推進
- (2) 福祉施設から一般就労への移行等
- (3) 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (5) 発達障害者等支援の一層の充実
- (6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- (7) 相談支援体制の充実・強化等
- (8) 障害者の社会参加を支える取組
- (9) 障害福祉サービス等の質の向上
- (10) 障害福祉人材の確保

### 4. 基本指針の成果目標

国は17項目の基本指針のうち、次の7項目を県・市等の成果目標として定めています。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - ・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上
  - ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・精神病床から退院後1年以内の平均生活日数は316日以上【新規】
  - ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
  - ・精神病床における早期退院率（入院3か月時点、6か月時点、1年時点）

- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・地域生活支援拠点を市又は圏域ごとに少なくとも1か所以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- ・一般就労への移行者数：令和元年度の移行実績の1.27倍  
(うち就労移行支援：1.3倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍【新規】)
  - ・就労定着支援利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用【新規】
  - ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：全体の7割以上【新規】
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- ・児童発達支援センターを各市町に少なくとも1か所設置
  - ・難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築（児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化等）【新規】
  - ・保育所等訪問支援を利用できる体制を市町で構築
  - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町に少なくとも1か所確保
  - ・医療的ケア児支援の協議の場（県、圏域、各市町又は県が関与した圏域）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【一部新規】
- (6) 相談支援体制の充実・強化等【新規】
- ・各市町又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】
- ・県や各市町において、サービスの質の向上を図るための体制整備

## 5. 成果目標（令和5年度末の数値目標の設定）

本市では、国の成果目標に沿って以下のとおり成果目標を策定します。

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 1）施設入所者数、地域生活移行者数

項目	数 値		説 明		
現在の入所者数(A)	実績値	74人	令和元年度末時点の入所者数		
令和5年度入所者数(B)	目標値	72人	令和5年度末時点の入所者数		
削減見込(A-B)	目標値	2人 (2.70%)	(国の指針) 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減		
令和5年度末の地域生活移行者数	目標値	5人 (6.76%)	(国の指針) 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行		
			令和3年	令和4年	令和5年
			1人	2人	2人

国の指針では、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとなっています。また、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとされています。

本市においては、令和元年度末時点で施設入所者数は74人である実情を勘案し、入所者数を72人、地域生活移行者数を5人としています。

令和2年12月末時点で16人の入所待機者がいることから、入所待機者の減少を図るため、地域生活への移行を積極的に進める必要があります。地域生活移行者5人については地域生活支援拠点を含め他のサービスで補い、3人の施設入所が必要な方には施設入所サービスを提供することで、入所待機者を減らしつつ令和5年度末時点で2人の削減を目指します。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場

項目	数 値		場 所	説 明
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	目標値	1 か所	伊賀圏域	令和元年度設置済み

国の基本指針の目標設定、検証については県が行います。

第5期障害福祉計画において、国の指針では令和2年度末までに本市又は伊賀圏域に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとなっていました。令和元年度に本市と伊賀市、その他の保健・医療・福祉関係者で構成する「伊賀圏域障がい福祉連絡協議会 精神障がい地域包括ケアシステムワーキンググループ」を設置しました。

今後も当該協議の場を活用し、「精神病床からの早期退院率」等の国の指針に基づく県の計画達成に向け精神障害者が安心して暮らしていけるよう課題整理や検討を行います。

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### 1) 地域生活支援拠点等の確保、運用状況の検証・検討

項目	数 値		説 明
地域生活支援拠点の整備数・場所	目標値	1 か所	令和5年度末時点 (令和2年度設置済み)
地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討	目標値	年1回以上	令和5年度末時点

国の指針では、各市町又は各圏域に少なくとも1か所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することとなっています。

本市では、令和2年度に地域生活支援拠点を設置しましたが、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」による体制整備を行うとともに、高齢・障害・児童・困窮・教育等の各分野を超えた「地域福祉教育総合支援システム」等を活用した重層的な支援の推進を図ります。

運用状況については、地域生活支援拠点会議等によって検証・検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

1) 一般就労移行者数

項目		数 値		説 明
現在の 一般就労移行者数		実績値	8 人	令和元年度に福祉施設から一般就労した者の数
令和5年度中 一般就労移行者数		目標値	12 人 (1.50倍)	令和5年度中に福祉施設から一般就労する者の数 (令和元年度との比較)
内訳 【新規】	就労移行支援	目標値	2 人 (2.0倍)	令和5年度中に福祉施設から一般就労する者の数で就労移行支援の利用者 (令和元年度との比較)
	就労継続支援 (A型)	目標値	1 人 (-)	令和5年度中に福祉施設から一般就労する者の数で就労継続支援A型の利用者 (令和元年度(0人)との比較)
	就労継続支援 (B型)	目標値	9 人 (1.28倍)	令和5年度中に福祉施設から一般就労する者の数で就労継続支援B型の利用者 (令和元年度との比較)

国の指針では、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上となっています。内訳では、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の移行実績の1.30倍以上にすることとなっています。これまでの実績や就労先等の実情を勘案し、令和5年度の一般就労への移行者数を12人としています。

また、就労継続支援A型事業については1.26倍以上、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目指すこととされています。

本市では、国の指針を満たす目標値をそれぞれ設定し、一般就労への移行を推進していきます。

## 2) 就労定着支援事業利用者数

項目	数 値		説 明
現在の 就労定着支援の割合	実績値	37.5%	令和元年度末時点の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数に占める就労定着支援の割合
令和5年度末の 就労定着支援の割合 【新規】	目標値	70%以上	令和5年度末時点の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数に占める就労定着支援の割合

国の指針では、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援を利用することとしています。

本市では、令和元年度末時点で就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行した8人（就労継続支援B型：6人、就労移行支援：2人）のうち、就労定着支援を利用している方が3人であり、37.5%という状況になっています。今後、就労定着支援の利用を推進していきます。

## 3) 就労定着支援事業所の就労定着率

項目	数 値		説 明
就労定着支援事業所数	目標値	1か所	令和5年度末の事業所数
就労定着率が8割以上の 事業所数	目標値	1か所	令和5年度末の事業所数
就労定着率が8割以上の 事業所の割合【新規】	目標値	100%	令和5年度末時点

国の指針では、令和5年度末における就労定着支援事業所の就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の7割以上とすることとなっています。

現在、本市においては就労定着支援事業所が1か所のため、就労移行率が8割以上の事業所の割合を100%としています。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項目	数 値		場 所	説 明
	目標値	1 か所		
児童発達支援センター 設置数・場所	目標値	1 か所	名張市内	令和5年度末時点 (平成29年度設置済み)
保育所等訪問支援を 利用できる体制・場所	目標値	1 か所	名張市内	令和5年度末時点 (平成29年度設置済み)

国の指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町に少なくとも1か所以上設置すること、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

現在、本市においては児童発達支援センターが1か所、保育所等訪問支援を提供する事業所が既に1か所設置されており、今後も関係機関等との連携を図り、支援の充実に努めます。

2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数 値		場 所	説 明
	目標値	1 か所		
主に重症心身障害児を支援 する児童発達支援事業所	目標値	1 か所	名張市内	令和5年度末時点 (令和2年度設置済み)
主に重症心身障害児を支援 する放課後等デイサービス	目標値	1 か所	名張市内	令和5年度末時点 (令和元年度設置済み)

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、国の指針では令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1か所以上確保することとなっています。

現在、本市では主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が令和2年度に1か所、放課後等デイサービス事業所が令和元年度に1か所設置されており、今後は運営状況の把握に努め、連携を強化していきます。

### 3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	数 値		場 所	説 明
保健、医療、福祉、 保育、教育等の関係機関が 連携を図るための協議の場	目標値	1 か所	県が関与 した上で 5市での 設置	令和5年度末時点 (平成29年設置済み)

国の指針では、令和5年度末までに、県、本市又は伊賀圏域において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとなっています。

本市では、協議の場としての地域ネットワーク「にじいろネット（三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと本市、伊賀市、津市、鈴鹿市、亀山市の5市で構成）」を平成29年度に発足し、障害児や保護者に対する早期支援、将来の自立と社会参加に向けた取組を進めています。

### 4) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

項目	数 値		場 所	説 明
医療的ケア児等に対する 関係分野の支援を調整する コーディネーターの配置 【一部新規】	目標値	1 人	伊賀圏域	令和5年度末時点

国の指針では、令和5年度末までに新たに県、本市又は伊賀圏域において、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を基本とすることとなりました。

本市では、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討するとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携強化に努めます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

### 1) 相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施（基幹相談支援センター、障害福祉室）
地域の相談支援体制の強化	・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成 ・地域の保健、医療、福祉、教育等の相談機関との連携強化

国の指針では、令和5年度末までに、各市町又は各圏域で、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとなっています。

本市では、地域からの相談については「まちの保健室」等の多様な相談窓口があり、そこで把握した内容に応じて、各種関係機関等につないでいます。さらに、複合的な相談や緊急的な対応に即応できる地域生活支援拠点の充実と併せて、これらの相談支援体制の検証・評価を行い、障害者の地域生活に寄り添うことができるよう一層の充実・強化を目指します。

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

### 1) サービスの質の向上を図るための体制構築

国の指針では、令和5年度末までに、県や各市町において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築することとなっています。

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ積極的に参加するとともに、各事業所の参加も促進します。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果や県等が実施する指導監査結果を活用し、サービスの充実に努めます。

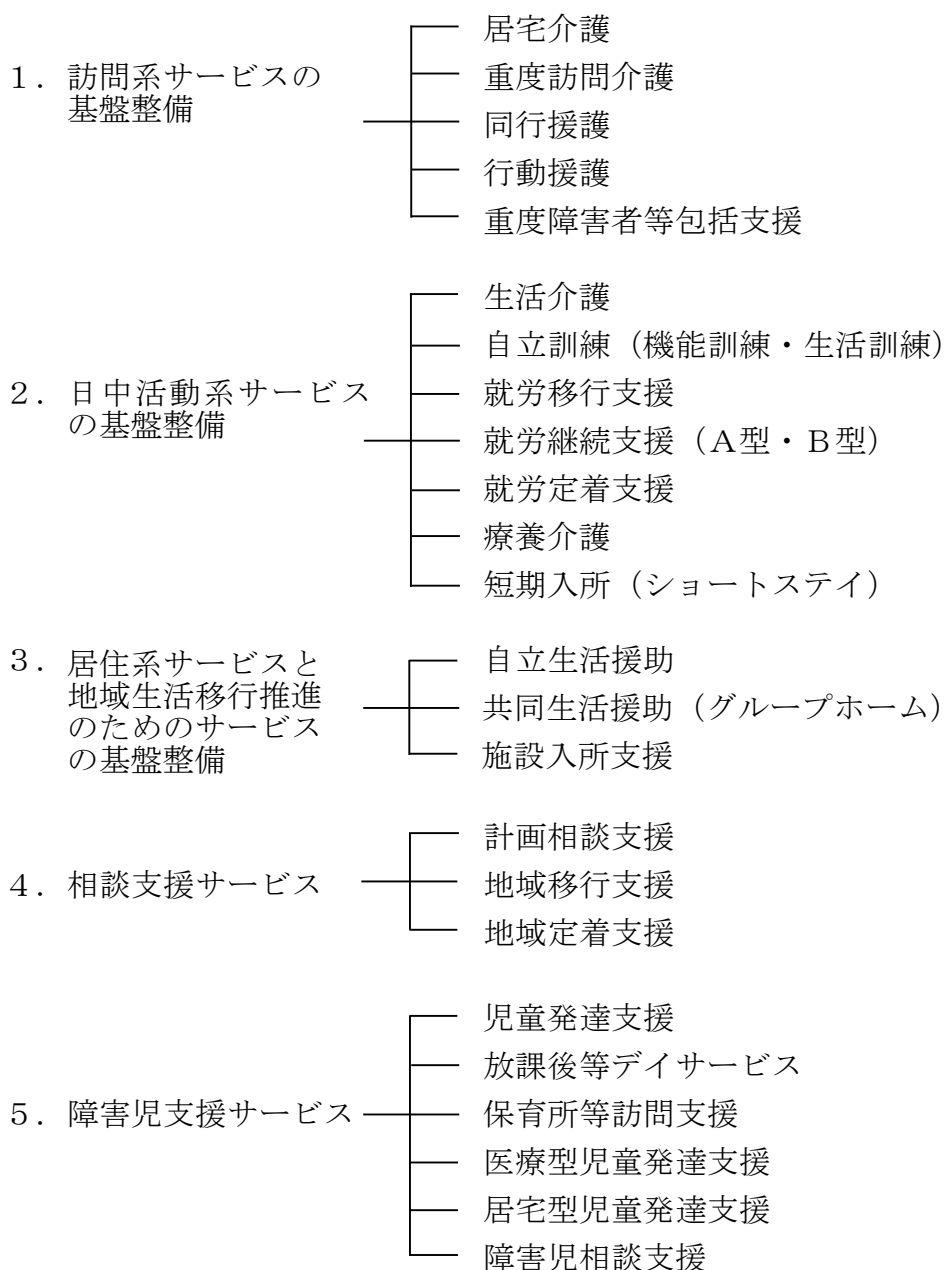
## 第3章 施策の体系

### 1. 計画の基本分野と施策の体系

基本理念や基本目標を実現するため、国が示す基本指針を踏まえ、本計画における基本分野を「訪問系サービスの基盤整備」、「日中活動系サービスの基盤整備」、「居住系サービスと地域生活移行推進のためのサービスの基盤整備」、「相談支援サービス」、「障害児支援サービス」、「地域生活支援事業の推進」の6分野とします。

これらの分野について課題を設定し、新たな目標を加えながら施策目標と数値目標を明らかにします。

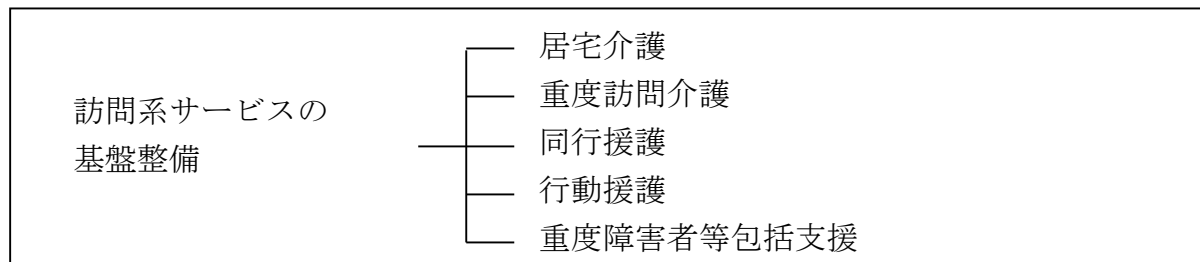
#### <施策の体系>



6. 地域生活支援事業の推進
- 相談支援体制の整備
    - ・総合相談支援事業
  - 生活支援体制の充実
    - ・福祉ホーム事業
    - ・日常生活用具等給付事業
    - ・訪問入浴サービス事業
    - ・日中一時支援事業
  - 社会参加の促進
    - ・意思疎通支援事業
    - ・移動支援事業
    - ・地域活動支援センター事業
    - ・社会参加促進事業

## 第4章 計画の課題と方策

### 1. 訪問系サービスの基盤整備



#### <現状と課題>

訪問系サービスは、住み慣れた地域社会において障害者の日常生活を支えるため、また、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を進めるためにも重要なサービスです。

訪問系サービスの利用状況を見てみると、「居宅介護」は、施設入所や介護保険サービスへの移行等により利用時間・利用者数とも横ばいで、「同行援護」や「行動援護」については一定のニーズがあるため微増を見込んでいます。

本市においても福祉の担い手不足の現状を鑑み、実際の利用ニーズは更に上回ることも考えられ、人材確保は重要な課題の一つです。そのため、事業所間で連携を密にする、複数のサービス・事業所を効果的に組み合わせる等の工夫をしています。

#### <方策と目標>

訪問系サービス全般の課題は担い手不足であり、利用者の多様なニーズに対応し、長期入院・施設入所者の地域移行等により訪問系サービスの受け皿が不足することのないよう、ヘルパーの質的・量的な充実を図り、定着を支援します。

そのため、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会と協働で、支援が困難な人の事例検討等を実施して専門性の向上を図るとともに、事業所間の情報交流等によって介護従事者等の人材確保や定着、新たなヘルパー支援体制を構築します。

加えて、定年退職者の活用、若年層に向け大学等への働き掛け、福祉の現場の理解や魅力を発信する取組を進めます。

「重度障害者等包括支援」は利用実績がありませんが、利用を希望される人が新たに生じた場合は、対応する体制を構築します。

## <訪問系サービスの実績と数値目標>

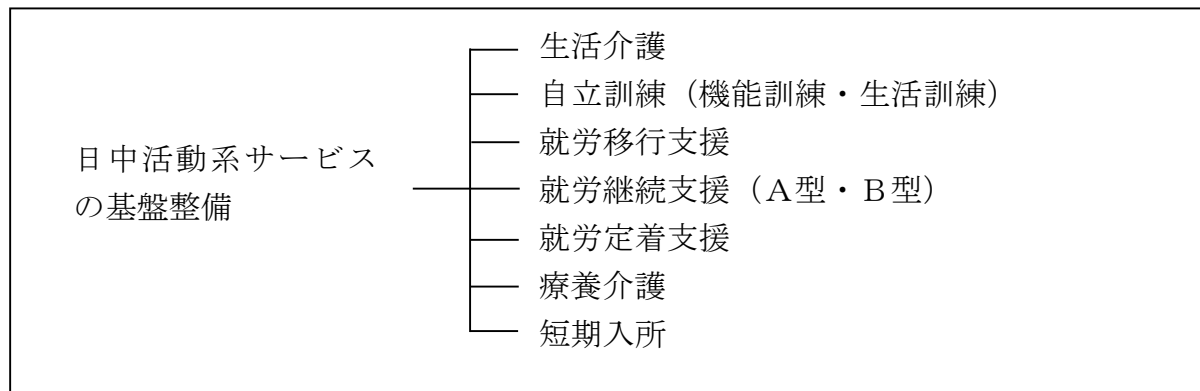
		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	実績	見込み※	目標	目標	目標
居宅介護	延べ時間/月 (単位:時間)	2,024	1,996	2,100	2,145	2,145	2,145
	利用者数 (単位:人)	165	162	166	170	170	170
重度訪問介護	延べ時間/月 (単位:時間)	29	33	41	45	50	55
	利用者数 (単位:人)	2	1	1	1	1	1
同行援護	延べ時間/月 (単位:時間)	333	243	185	200	210	220
	利用者数 (単位:人)	21	12	13	14	15	16
行動援護	延べ時間/月 (単位:時間)	166	172	208	210	220	230
	利用者数 (単位:人)	7	7	6	7	8	10
重度障害者等 包括支援	延べ時間/月 (単位:時間)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (単位:人)	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の見込みについては、令和2年10月末日までの実績を基に推計しています。

### ○訪問系サービスの用語説明

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有して常介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

## 2. 日中活動系サービスの基盤整備



### <現状と課題>

障害者が地域の中で自立し、生きがいを持って暮らせるためには就労等を含めた日中活動系サービスの充実が必要です。

サービスの利用状況を見てみると、「生活介護」では年々利用が伸びています。これは、障害児から障害者への移行等による利用者数の増加、障害者の重度化・高齢化、介護者の高齢化等が背景にあると考えられます。

「自立訓練」は利用者数が少なく、訓練内容によって日数が変動しています。

就労系サービスでは、事業所の増加、就労意欲の高まり等により、「就労継続支援B型」の利用が増えています。次の段階に進める利用者が同じ場所で留まっているという課題があります。

一方で、「就労移行支援」や「就労継続支援A型」の事業所は市内に1か所しかなく、近隣市の事業所を利用する人もいます。特別支援学校卒業生等就労経験がなく、最初の就労訓練である「就労移行支援」のニーズは一定数あると考えられることから、事業所の不足は課題となっています。

「短期入所」の利用日数は増加傾向であり、需要に対して供給が不足しています。要因として、「生活介護」と同様に障害者の重度化・高齢化、介護者の高齢化、介護者不在等が理由で入所施設が空くのを待つ間、長期間「短期入所」を利用する人が増加したこと等が挙げられます。

### <方策と目標>

日中活動系サービスは、就労に向けた訓練や日中の活動場所として今後も利用ニーズが増加すると見込まれます。特に「生活介護」や「短期入所」については、障害者の重度化・高齢化のニーズに対応し、地域生活が継続できるよう事業所と連携を図りながら質的・量的な充実に努めます。

「短期入所」については、利用できる定数に限りがあることから、既存の施設を活用するため事業所や支援の組合せも検討します。

また、市内に1か所の「就労移行支援」「就労継続支援A型」事業所について、拡充に向け模索するほか、近隣事業所や障がい者就業・生活支援センターとの連携強化を図り、就労支援が円滑に進むよう努めます。



「就労継続支援B型」を含む就労系サービス全般について、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会では就労の可能性がある人や就労につながった実績人数を把握していますが、本市でも早い段階で次のステップに進めるための仕組みを検討します。

＜日中活動系サービスの実績と数値目標＞

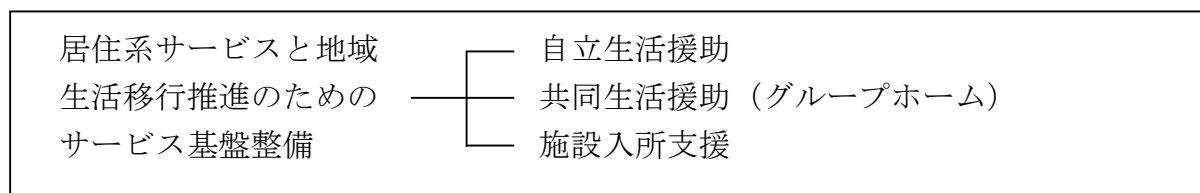
		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	実績	見込み※1	目標	目標	目標
生活介護	延べ日数/月 (単位：日)	4,045	4,206	4,452	4,460	4,610	4,760
	利用者数 (単位：人)	222	239	231	250	260	270
自立訓練 (機能訓練)	延べ日数/月 (単位：日)	11	13	4	15	15	15
	利用者数 (単位：人)	1	1	1	2	2	2
自立訓練 (生活訓練・宿泊 型を含みます。)	延べ日数/月 (単位：日)	72	33	90	75	80	85
	利用者数 (単位：人)	15	11	8	9	10	11
就労移行支援	延べ日数/月 (単位：日)	224	125	142	230	230	230
	利用者数 (単位：人)	18	18	9	18	18	18
就労継続支援 (A型)	延べ日数/月 (単位：日)	499	503	477	500	550	600
	利用者数 (単位：人)	39	34	26	35	40	45
就労継続支援 (B型)	延べ日数/月 (単位：日)	2,997	3,181	3,250	3,480	3,680	3,880
	利用者数 (単位：人)	220	227	210	220	230	240
就労定着支援	利用者数 (単位：人)	1	3	3	4	6	8
療養介護	利用者数 (単位：人)	6	7	8	9	10	11
短期入所 (ショートステイ)	延べ日数/月 (単位：日)	422	439	310 ※2	440	450	460
	利用者数 (単位：人)	80	79	22 ※2	83	85	88

- ※1 令和2年度の見込みについては、令和2年10月末日までの実績を基に推計しています。  
 ※2 令和2年度の短期入所の見込数値の減少は、新型コロナウイルス感染症対策の影響によるものです。

○日中活動系サービスの用語説明

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 3. 居住系サービスと地域生活移行推進のためのサービス基盤整備



#### <現状と課題>

障害者が自らの暮らし方を選択し、地域で自立した生活をするためには、安心して生活できる住居の確保が重要です。自宅等での生活のほか、「共同生活援助（グループホーム）」があります。

「共同生活援助」は、入所施設や精神科病院からの地域移行や家族が亡くなった後の生活の場として需要は多いものの、市内・近隣のグループホームはほぼ飽和状態のため、市外のグループホームを利用する人もいます。

「施設入所支援」は地域移行推進の観点から、平成30年度から令和2年度までで2.9%削減の計画目標値を掲げていましたが、入所者は増加しており、さらに、障害の重度化・高齢化や介護者不在等により入所待機者が増えています。

#### <方策と目標>

「共同生活援助」については、地域住民の理解と協力の要請や、施設として利用できる空き家等の情報提供等、関係機関とともに、今後も円滑な設置や人材の確保に向けた取組を継続します。一方で、一人暮らしが可能な人の一般住居への移行や「自立生活援助」による地域生活の維持及び継続のための支援、グループホーム入居者の介護保険サービスへの移行等、高齢・介護・障害福祉との連携を進め、多様なニーズに対応できる支援の検討や充実に努めます。

また、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する方に対しては、日中サービス支援型グループホームが必要であり、新たな施設の開設に向けて取り組みます。

「施設入所支援」については、入所が必要な人に対しては適切に利用に結び付け、地域生活に移行できる方に対しては、訪問系・日中活動系サービス等支援の充実に よって地域生活の維持・継続に努めます。

### <居住系サービスの実績と数値目標>

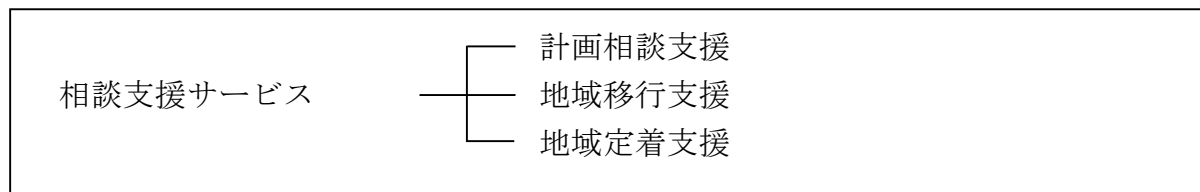
		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	実績	見込み※	目標	目標	目標
自立生活援助	利用者数 (単位：人)	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (単位：人)	100	101	100	110	120	130
施設入所支援	利用者数 (単位：人)	71	74	73	74	73	72

※令和2年度の見込みについては、令和2年10月末日までの実績を基に推計しています。

### ○居住系サービスの用語説明

自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
施設入所	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 4. 相談支援サービス



### <現状と課題>

障害者の地域生活を支援するため、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援が必要です。

「計画相談支援」については、平成24年度から全ての障害福祉サービス利用者の利用意向や目的を整理したサービス等利用計画の作成や、継続サービス利用支援（モニタリング）での状況把握を実施しています。また、施設入所者等に対して計画的に「地域移行支援」につなげ、地域生活開始後は「地域定着支援」のサービスを実施しています。

相談支援サービスの利用状況を見ると、「計画相談支援」は福祉サービスの利用増に伴い、増加傾向にあります。複合的な課題を抱えた相談内容も多く、相談支援専門員の負担が増している状況にあります。さらに、相談支援専門員が一人の事業所もあり、一人で抱えることなく適切な支援ができるよう相談し合える体制づくりや支援力の向上に努めています。

### <方策と目標>

「計画相談支援」を必要とする人は、今後も増加が見込まれるため、利用希望者に対応できるよう関係機関等に働き掛けていきます。

また、「地域移行支援」及び「地域定着支援」については、利用者の多様なニーズに寄り添って支援が行えるよう、事例検討や支援会議の実施等を行い、対応策の検討、人材の育成、支援力の強化に努めます。

＜相談支援サービスの実績と数値目標＞

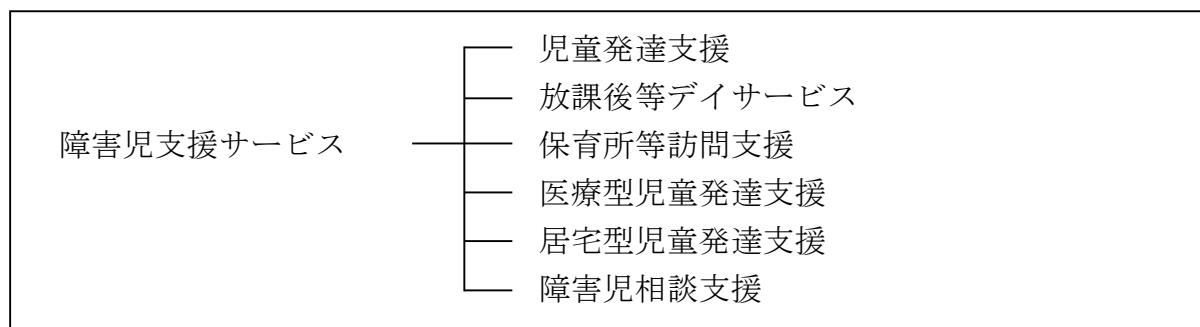
		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	実績	見込み※	目標	目標	目標
計画相談支援 (計画作成)	利用者数 (単位：人)	592	603	560	640	650	660
地域移行支援	利用者数 (単位：人)	6	6	6	6	6	6
地域定着支援	利用者数 (単位：人)	2	2	3	2	2	2

※令和2年度の見込みについては、令和2年10月末日までの実績を基に推計しています。

○相談支援サービスの用語説明

計画相談支援	相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## 5. 障害児支援サービス



### <現状と課題>

本市では、障害児及びその家族に対し障害の疑いのある早期の段階から相談できるように、専門的・中核的な支援施設である児童発達支援センターや子ども発達支援センター、障害児通所支援事業所等と連携して支援を行っています。

障害児支援サービスの利用状況としては、特別支援学級の在籍者数の増加や発達障害等の関心の高まりから全体的に増加しています。中でも「放課後等デイサービス」は、事業所の増加、核家族や共働き家庭の増加等に伴い、利用時間及び利用者数の見込量を大きく上回っています。

「障害児相談支援」は、障害児支援利用計画の作成等により適切なサービスの利用に向けた支援を行っていますが、サービス利用者の増加に伴い、相談件数は増加しています。

### <方策と目標>

早期療育のニーズの高まりから、利用希望者は今後も増加すると想定されます。

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業所数は増加していますが、医療的ケア児や重度心身障害児等を含め、全ての子どもの発達や特性、必要な配慮や課題を理解した支援ができる支援力の向上に努めます。

障害児から障害者へ移行する人はいるものの、「障害児相談支援」を必要とする人は今後も増加が見込まれます。そのため、利用希望者に対応できるよう関係機関等に働き掛けていきます。



＜障害児支援サービスの実績と数値目標＞

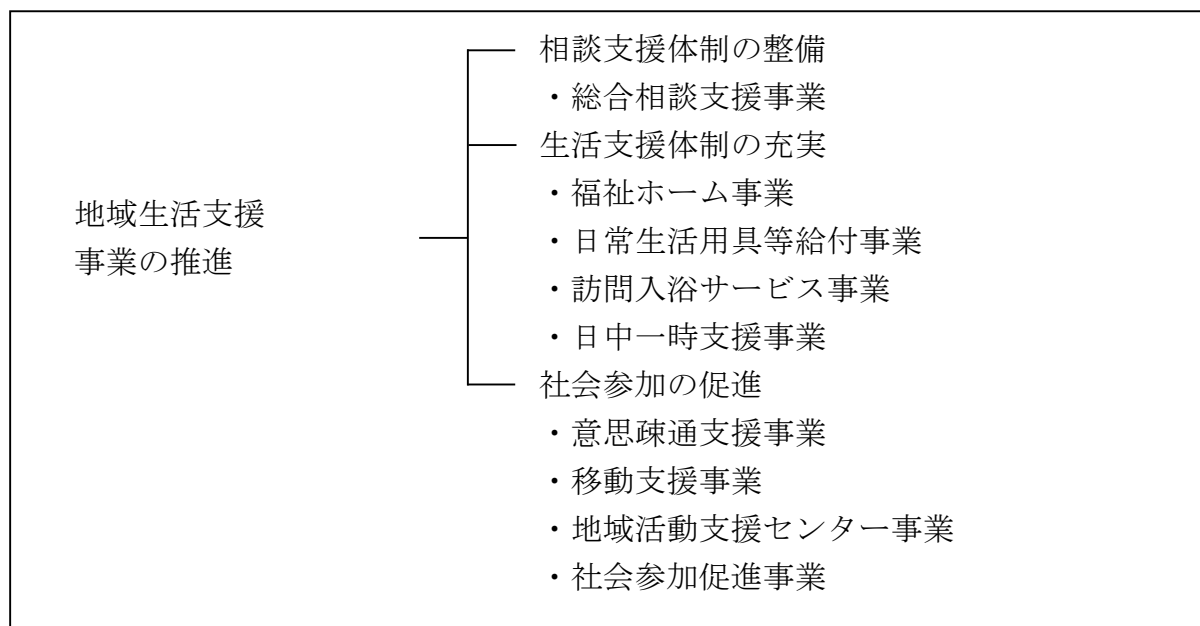
		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	実績	見込み※	目標	目標	目標
児童発達支援	延べ日数/月 (単位：日)	195	182	215	200	225	250
	利用者数 (単位：人)	53	49	36	60	65	70
放課後等デイサービス	延べ日数/月 (単位：日)	815	1,138	1,500	1,600	1,700	1,800
	利用者数 (単位：人)	97	123	130	140	150	160
保育所等訪問支援	延べ日数/月 (単位：日)	44	34	35	35	35	35
	利用者数 (単位：人)	22	19	22	22	24	26
医療型児童発達支援	延べ日数/月 (単位：日)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (単位：人)	0	0	0	0	0	0
居宅型児童発達支援	延べ日数/月 (単位：日)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (単位：人)	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援 (計画作成)	利用者数 (単位：人)	184	201	210	215	220	225

※令和2年度の見込みについては、令和2年10月末日までの実績を基に推計しています。

○障害児支援サービスの用語説明

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び指導を行います。
居宅型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成等により、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。

## 6. 地域生活支援事業の推進



### <現状と課題>

本市では、障害者やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービス等必要な情報の提供と利用の援助、サービス提供機関の紹介を行っています。

基幹相談支援センターでは、専門職員を配置し、困難ケース等の相談に対応していますが、状況に応じて計画相談事業所、各関係機関と連携する等、相談機能の充実に努めています。同センターは虐待防止センター機能も担っており、相談件数は年々増加しています。障害者の権利擁護の援助体制の充実が必要です。

また、本市では民生委員・児童委員等による「地域ささえあい」での見守り支援や、各15地域の「まちの保健室」等で把握された複合的な課題を有する家庭に対し、平成28年に設置した「地域福祉教育総合支援システム」を活用して、保健、医療、福祉、教育等の各関係機関と連携した総合的な支援に努めています。

地域生活支援事業の利用状況としては、「日常生活用具等給付事業」は申請数の変動はあるものの件数は増加しており、内訳としてはストーマ装具の給付が大部分を占め、次に視覚障害者の情報支援用具、吸引器と続いています。

「日中一時支援事業」については、利用回数・利用人数とも見込量を大きく上回っています。家族の高齢化、核家族や共働き家庭の増加等に伴い、生活介護や放課後等デイサービス終了後の利用や長期休暇中の利用が多くなっています。

「意思疎通支援事業」は、平成29年6月の「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」制定以降、手話通訳や要約筆記の派遣件数は伸びています。

「移動支援事業」については、令和元年度は若干減少しましたが、利用は増加しています。本市の交通基盤や地理的な問題からニーズが高い状況が伺えるものの、訪問系サービスと同様、担い手不足が課題となっています。

## ＜方策と目標＞

地域の「まちの保健室」や民生委員・児童委員等、基幹相談支援センター、計画相談事業所等、状況に応じて支援機関と連携した支援の充実に努めます。

障害によって物事を判断する能力が十分でない人に対しては、権利擁護が必要となります。その中で、成年後見制度等必要な支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、制度の利用の促進に努めます。

「日常生活用具等給付事業」や「移動支援事業」、「日中一時支援事業」等については、障害者や家族のニーズに適切に対応できるよう人材育成も含め、サービス提供体制の確保、充実に努めます。「意思疎通支援事業」は、ニーズに対応できる手話通訳者・要約筆記者等の養成と安定した人材確保に努めます。

## ＜地域生活支援事業の実績と数値目標＞

		第5期			第6期		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	実績	見込み※	目標	目標	目標
福祉ホーム事業	利用者数 (単位：人)	0	0	0	1	1	1
日常生活用具等 給付事業	年間決定件数 (単位：件)	1,549	1,674	1,700	1,750	1,775	1,800
訪問入浴サービス 事業	利用者数 (単位：人)	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事 業	延べ利用回 数/月 (単位：回)	1,564	1,564	1,565	1,570	1,575	1,580
	利用者数 (単位：人)	171	176	178	180	185	190
意思疎通支援事 業(手話通訳・要 約筆記派遣)	年間派遣件数 (単位：件)	142	132	140	145	155	165
移動支援事業	延べ時間/月 (単位：時間)	893	735	780	850	900	950
	利用者数 (単位：人)	139	142	145	145	150	155
地域活動支援セ ンター事業	利用者数 (単位：人)	73	80	85	90	95	100

※令和2年度の見込みについては、令和2年10月末日までの実績を基に推計しています。

○地域生活支援事業の用語説明

相談支援事業 と基幹相談支 援センターの 設置	障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供の支援を行うとともに、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的役割を行う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談支援体制の強化の取組等を行います。
福祉ホーム事 業	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
日常生活用具 等給付事業	障害者の在宅での日常生活の利便を図るため、障害の種類と程度に応じて各種の用具を給付します。
訪問入浴サー ビス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者を対象に、入浴サービスを提供します。
日中一時支援 事業	一時的に見守り等の支援が必要な障害者に、日中における活動の場を確保・提供し、介護者の休息や就労等の活動の支援を目的として行います。
意思疎通支援 事業（手話通 訳・要約筆記 派遣）	視覚、聴覚、言語機能、音声機能に障害のある人のために、市の設置手話通訳者がコーディネートを行い、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、又は点訳や音訳等で、障害者のコミュニケーション支援を行います。
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援 センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
社会参加促進 事業	スポーツ・文化芸術活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。

## 7. 基本指針の個別施策に係る現状と課題

本計画では、以下の個別施策について本市における現状と課題を踏まえ策定しています。

### (1) 地域における生活の維持及び継続の推進

障害者の重度化・高齢化や介護者不在等に伴う施設入所のニーズが高まる中、地域生活の維持及び継続ができる環境を整える必要があります。

障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における居住の場としてのグループホームの開設や、障害と介護の共生型サービスの参入を促進する等、障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。緊急時の相談や受け入れ等を行う地域生活支援拠点の充実に図ります。

また、一部地域で実施されている「有償ボランティアによる生活支援」等、地域の社会資源も活用します。

### (2) 福祉施設から一般就労への移行等

就労経験のない方が福祉的就労を利用するために必要な就労移行支援事業所が不足しています。福祉的就労から一般就労へつながる案件もあることから、資源の確保・拡充が大きな課題となっています。あわせて、就労に必要なことを訓練する機能を充実させる必要があります。

就労移行支援については、限られた資源でも支援の必要な人の就労移行が円滑に進むように各事業所との連携の下、就労支援を行うほか、就労に必要なことの訓練の強化に努めます。また、職場に定着できるように、福祉施設や企業との連携を図るとともに、事業所に対して障害者雇用の理解と協力を求め、障害者の就労先の確保に向けた働き掛けの取組を継続します。

本市では平成20年度に名張市障害者アグリ雇用推進協議会を設立し、農業を通して障害者が自信や生きがいを持って社会参加をできる仕組みを構築する農福連携を進めていますが、今後も更なる推進を図ります。

### (3) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

本市では、市内の15地域で、地域づくり組織による住民主体の地域の特性に合わせたまちづくりを行っているほか、子どもから高齢者の方々の保健福祉に関する地域の身近な相談窓口として各地域に「まちの保健室」を設置しています。

また、平成28年11月に「地域福祉教育総合支援システム」を立ち上げました。これは、複合的な課題を把握し、保健、医療、福祉、教育等の支援につなげる等、関係機関が制度の縦割りを超えた連携に努めています。

平成28年4月には、障害者差別解消法の施行に併せ「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」を制定し、障害者に関する積極的な啓発及び情報提供を行っています。

今後も、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを継続

し、障害のある人もない人も地域の中で共に支え合う地域共生社会の醸成に努めていきます。

#### (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域で安心して暮らしていけるよう、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会での取組をはじめ、行政、医療、福祉等の関係機関が連携し、地域生活に関する様々な相談・支援に対応するための体制構築に努めます。

#### (5) 発達障害者等支援の一層の充実

近年、特別支援学級の在学学生や不登校児の増加、就職活動等の挫折を契機とした相談等も増えており、その中には発達障害者等の支援の相談も多く含まれています。

本市では、0歳から18歳までの子どもへの途切れのない支援を行うため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携、子ども発達支援センターや医療機関との連携を図っていますが、今後も子どものライフステージに沿った一貫した支援の充実、更なる連携の強化に努めます。あわせて、家族等の支援体制を確保します。

発達障害者等の就労についても、ハローワーク等関係機関と連携を図るとともに、更にニーズや特性に応じたきめ細かな就労支援に努めます。

#### (6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

障害児通所支援の事業所数の増加により、放課後等デイサービスを中心に支援体制は確保されつつありますが、障害児の年齢や障害特性等に応じた支援力の向上が課題となっています。加えて、子どもの時期は地域の多様な体験・交流を図ることも重要であることから、児童発達支援センターを中心に、保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携強化を図りながら、障害児通所支援等の支援力の向上に努めます。

重症心身障害児及び医療的ケア児については、心身の状態に応じた保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携を図るために現在地域ネットワークでの協議の場が発足していますが、今後はより身近に連携体制が図れるように、伊賀圏域内や市内等での協議の場を構築していきます。

#### (7) 相談支援体制の充実・強化等

近年、高齢の親が子どもを支援している8050問題、医療との連携、夜間や緊急時の対応、権利擁護や財産管理等の複合的な相談が増加しています。

本市では、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所等と連携し、困難事例への個別相談に対応しています。計画相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等の相談支援体制としていますが、複合的な相談や緊急的な対応に即応できる地域生活支援拠点の充実と併せて、これらの相談支援体制の検証・評価を行い、障害者の地域生活に寄り添うことができるよう一層の充実・強

化を目指します。

#### (8) 障害者の社会参加を支える取組

本市は、平成29年6月に「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」制定後、「意思疎通支援」の利用件数が増加し、「移動支援」についても本市の交通基盤や地理的な問題から移動支援のニーズが高い状況が伺えます。

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえた支援が必要であり、今後も移動やコミュニケーション手段の確保、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動等、幅広い社会活動を通じて、地域の人々との交流機会の充実に努めます。

また、障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業等を推進します。

#### (9) 障害福祉サービス等の質の向上

近年、複合的な課題を抱えた障害者や多様化するニーズに応じた支援が必要となってきました。

本市は、障害福祉サービスの内容等について、利用者や支援者が個々のニーズに応じた障害福祉サービス等が提供できているかどうかについての検証を行うほか、事業所との事例検討等を行い、支援の充実に努めます。

また、県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加するとともに、本市としても研修会等を開催し、事業所の参加を促進します。

#### (10) 障害福祉人材の確保

地域生活の維持及び継続のためには障害福祉サービスの人材確保が不可欠です。どのサービスにおいても「担い手不足」が課題となっています。

県等が実施する障害福祉サービスの従事者研修等の参加を促進するとともに、三重県社会福祉協議会等と連携を図り人材確保に努めます。加えて、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会における事業所間の連携、研修等を行う等人材確保と支援力の向上に取り組むとともに、限りある人材の有効活用を検討します。

また、障害福祉と介護保険の両方の指定を受ける「共生型サービス」の参入を促進する等、提供体制の確保に努めます。

## 8. 今後検討すべき課題

本計画の一層の推進を図っていくために、以下の課題を第5期障害福祉計画に引き続き検討していく必要があります。

- (1) 地域生活の維持・継続のためには、ヘルパー等の福祉人材の確保、地域における居住の場としてのグループホームの体制整備、緊急時の相談や受入れ等を行う地域生活支援拠点の充実が必要です。
- (2) 就労移行が円滑に進むように、各事業所との連携の下、就労支援を行い、各事業の数値目標の達成に向け、一般就労等へステップアップできる仕組みづくりが必要です。
- (3) 学校から社会への移行を含め、ライフステージに沿った切れ目ない一貫した支援のため、学校等各現場で作成する支援計画の連動と、役割分担の明確化、関係機関の更なる連携の強化が必要です。
- (4) 地域生活支援拠点を含め、計画相談支援、一般的な相談支援、基幹相談支援の相談支援体制の検証と評価が必要です。
- (5) 地域で障害者の理解を深めるためには、芸術やスポーツ等、交流の場づくりの取組のほか、障害者に対する理解を深めるための啓発を継続します。
- (6) 地域住民や地域の多様な主体の参画を促進し、制度の縦割りを超えた連携の強化を図るとともに、障害のある人もない人も相互に理解し合い、共に支え合う地域共生社会を目指します。
- (7) 感染症への対策や発生時の対応について、サービスを継続するための備えが講じられるよう、県、保健所、事業所等と連携し、必要な支援を行います。



## 第5章 計画の推進体制

### 1. 総合的な取組の推進

本計画を着実に推進していくために、障害者及びその家族、学識経験者、障害者関係団体、保健、医療、福祉、教育、雇用等の関係者で構成する「名張市障害者施策推進協議会」、「名張市共生地域デザイン会議」等の意見を尊重しながら、計画の進捗状況の確認及び推進方法の検討を行い、制度の適切な運営と施策の総合的な推進を図ります。

### 2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障害者の地域移行や就労支援等を進めるためには、行政のみならず市民、各種関係機関・団体、民間企業等の協力が必要であることから、地域で連携しながら計画の推進を図ります。

### 3. 国、県との連携

本計画を推進するに当たっては、今後の制度の改正等も重要となるため、国、県との連携を強化し、制度改正等の変化に対応した施策を展開していきます。

また、制度に関しての問題点や課題は、県を通じ国へ要望していきます。

### 4. 名張市共生地域デザイン会議の活用

本市では、障害者が住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らすことができるよう地域における相談支援体制のネットワーク整備等に関し、中核的な役割を果たすことを目的として、名張市共生地域デザイン会議を設置しています。

名張市共生地域デザイン会議には相談支援連絡会、企画運営会議を設置し、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会で設置している暮らし部会（精神障がい地域包括ケアシステムWG※、ヘルパー人材育成WG）、就労部会（雇用啓発WG、事業所連絡会WG）とともに、誰もが暮らしやすい地域生活の構築に向けた情報交換・研究等を行っていきます。

本計画の進捗に係る分析及び評価を実施する際には、名張市共生地域デザイン会議で協議し、進捗状況の確認、課題等の認識及び改善に向けた取組等検討を行い、名張市障害者施策推進協議会に諮っていきます。

今後も、関係各機関が連携して、障害のある人となない人が共に生きていく地域社会の実現を目指していきます。

※WG・・・ワーキンググループ

## 資料 1. 名張市障害者施策推進協議会委員 名簿

(令和3年3月31日現在)

氏名	所属
◎守屋 國光	大阪教育大学名誉教授 大阪総合保育大学名誉教授
○市川 知恵子	社会福祉法人名張育成会 理事長
耕野 一仁	名張市身体障害者互助会 会長
松田 美津子	名張市精神障害者家族会なばるの会
藤岡 とみ子	特定非営利活動法人名張市手をつなぐ育成会 副理事長
名倉 豊	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
東 明彦	一般社団法人名賀医師会 会長
村田 省三	一般社団法人伊賀歯科医師会 会長
渡辺 宏泰	三重県立特別支援学校 伊賀つばさ学園 校長
大西 正人	名張商工会議所 雇用対策特別委員長 北伊勢上野信用金庫名張支店 支店長
佐藤 栄子	名張市地域づくり代表者会議 ひなち地域ゆめづくり委員会 会長
内藤 基司	伊賀公共職業安定所 雇用指導官
前川 良文	名張市障害者アグリ雇用推進協議会 副会長
川端 邦裕	三重交通株式会社 伊賀営業所 所長
山森 克彦	名張市身体障害者互助会 副会長
村上 好生	名張市身体障害者互助会 会計
治田 良子	社会福祉法人名張育成会 名張市障害者地域活動支援センターひびき
杉本 丈夫	社会福祉法人名張市社会福祉協議会 事務局長
川瀬 尚俊	三重県伊賀保健所 総務企画課長
西山 嘉一	名張市教育委員会 教育長
南 恵美子	名張市身体障害者互助会

◎会長

○副会長

## 資料2. 名張市共生地域デザイン会議委員 名簿

(令和3年3月31日現在)

氏名	所属
◎市川 知恵子	社会福祉法人名張育成会 理事長
○杉本 丈夫	社会福祉法人名張市社会福祉協議会 事務局長
森 由佳	社会福祉法人名張育成会 児童発達支援センターどれみ 管理者
大和 智理	社会福祉法人名張育成会 のーまらいふ暖 所長
阪本 由紀	医療法人(社団)寺田病院 相談支援事業所てらだ 相談支援専門員
吉田 薫	社会福祉法人こもはら福祉会 身体障害者支援施設 はなの里 相談支援専門員
田端 耕司	医療法人(社団)寺田病院 複合福祉施設てらだ 施設長
安本 久実	社会福祉法人こもはら福祉会 身体障害者支援施設 はなの里 サービス管理責任者
井上 早織	特定非営利活動法人あぐりの社 ゼネラルマネージャー
田代 憲博	特定非営利活動法人スリー・ディ ヘルパーステーション紫陽花 理事
井端 由加	三重県伊賀保健所 地域保健課 課長
清都 康雄	三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園 教諭
田中 朋子	名張市教育委員会事務局 学校教育室 指導主事
内藤 基司	伊賀公共職業安定所 雇用指導官
中島 美佳	社会福祉法人名張育成会伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ センター長(伊賀圏域就労部会長)
榎本 悠孝	皇學館大学 現代日本社会学部 准教授
小川 金一	名張市民生委員児童委員協議会連合会 障害者福祉部会長 (箕曲地区民生委員児童委員協議会 副会長)
中野 雅夫	名張市地域包括支援センター センター長
福地 さおり	名張市子ども発達支援センター センター長
村上 好生	名張市身体障害者互助会 会計
山本 泰久	特定非営利活動法人名張市手をつなぐ育成会 理事長
新田 三重子	名張市精神障害者家族会なばるの会
出口 史華	三重県障害福祉課 地域生活支援班 主事(オブザーバー)

◎会長

○副会長



発行 ● 三重県名張市  
編集 ● 福祉子ども部 障害福祉室

---

〒518-0492 三重県名張市鴻之台 1 番町 1 番地  
TEL 0595-63-7591 FAX 0595-63-4629  
E-mail shogai@city.nabari.mie.jp  
発行年月 令和 3 年 4 月



なばりのナッキー